

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決、成立した。

[法律案の審査]

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものである。

本法律案は、12月5日に本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年11月29日（金）（第1回）

- 理事を選任した。
- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会及び行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	2人	日本共産党	2人
民主党・新緑風会	1人		計20人

環境特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	無所属クラブ	1人

計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人

民主党・新緑風会	2人	計20人	
選挙制度に関する特別委員会			
自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	無所属クラブ	1人
新社会党・平和連合	1人		計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会			
自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人		計20人
地方分権及び規制緩和に関する特別委員会			
自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	無所属クラブ	1人
			計20人
中小企業対策特別委員会			
自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	二院クラブ	1人
			計20人
国会等の移転に関する特別委員会			
自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
民主党・新緑風会	1人	無所属クラブ	1人
			計20人
行財政改革・税制等に関する特別委員会			
自由民主党	20人	平成会	12人
社会民主党・護憲連合	5人	日本共産党	3人
民主党・新緑風会	3人	二院クラブ	1人
無所属クラブ	1人		計45人

- 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党 7人 平成会 4人

社会民主党・護憲連合 …… 2人 日本共産党 ……………… 1人
民主党・新緑風会…………… 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○民主党・新緑風会、明日の日本をひらく兵庫の会及びジャパン・ビジョン
・フォーラムを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 12月3日及び4日

・時 間

自由民主党 ……………… 50分 平成会 ……………… 65分

社会民主党・護憲連合 …… 30分 日本共産党 ……………… 20分

民主党・新緑風会 ……………… 20分

・人 数

自由民主党 ……………… 3人 平成会 ……………… 2人

社会民主党・護憲連合 …… 1人 日本共産党 ……………… 1人

民主党・新緑風会 ……………… 1人

・順 序

1 平成会 2 自由民主党

3 社会民主党・護憲連合 4 日本共産党

5 民主党・新緑風会 6 自由民主党

7 自由民主党 8 平成会

○会期を20日間とすることに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月3日（火）（第2回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月4日（水）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月5日（木）（第4回）

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）
(衆議院提出) を可決した。

（衆第10号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑

反対会派 なし

○国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月16日（月）（第5回）

○農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 日本共産党 10分
民主党・新緑風会 10分

・人 数

各会派1人

・順 序

大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月17日（火）（第6回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年12月18日（水）（第7回）

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・臨時大深度地下利用調査会委員の任命同意に関する件
- ・国会等移転審議会委員の任命同意に関する件
- ・公正取引委員会委員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。
-

【庶務関係小委員会】

○平成8年12月18日(水) (第1回)

- 議員宿舎の整備計画について協議を行った。
-

(3) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案(1件)

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	国会議員の秘書の給与等 に関する法律の一部を改 正する法律案	講演運営委員長 平沼赳夫君 (8.12.5)	8.12.5	8.12.5	8.12.5 (予備)	8.12.5 可決	8.12.5 可決			8.12.5 可決